

岩手県告示第479号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成30年5月25日次のとおり顕彰した。

平成30年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 氏名又は名称  | 功 勞  |
|---------|--|
| 中野 信男   | 障がい者の自立支援の充実に努め、本県障がい者福祉の向上に尽力するとともに、障がい者スポーツの発展に貢献された。                        |
| 池田 セツ   | 県民の健康増進及び疾病予防に努め、本県保健福祉の増進に尽力するとともに、地域住民の栄養改善に貢献された。                           |
| 谷村 久興   | 中小企業の経営の安定と企業の体質改善に努め、本県中小企業の振興に尽力するとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興に貢献された。               |
| 谷口 誠    | 岩手県立大学学長として、大学教育の充実と人材の育成に努め、本県高等教育の振興に尽力するとともに、社会人教育及び県民の生涯学習に対する支援の充実に貢献された。 |
| 故 藤井 克己 | 大学教育の充実と人材の育成に努め、本県高等教育の振興に尽力するとともに、岩手県東日本大震災津波復興委員会委員長として、震災からの復旧・復興に貢献された。   |